

# 第2編

## 医学管理等・ 検査料・画像診断料

公益財団法人 労災保険情報センター

copyright©2024RIC All Rights Reserved

### ◆医学管理等

- ・再診時療養指導管理料
- ・石綿疾患療養管理料
- ・石綿疾患労災請求指導料
- ・リハビリテーション情報提供加算
- 変更** ・職場復帰支援・療養指導料
- ・職業復帰訪問指導料
- ・社会復帰支援指導料

RIC copyright©2024RIC All Rights Reserved

テキスト66・67頁

### 再診時療養指導管理料

920円

再診時に療養上の指導を行った場合に算定

〔食事、日常生活動作、機能回復訓練〕  
メンタルヘルスに関する指導

ポイント①

石綿疾患療養管理料

ポイント②

表に掲げる各管理料等

**重複算定不可**

RIC copyright©2024RIC All Rights Reserved

テキスト68頁

算定例2 同一月に次のように指導を行った場合

- 5/9 日常生活動作に関する指導, てんかん指導
- 5/16 機能回復訓練に関する指導
- 5/23 日常生活動作に関する指導
- 5/30 機能回復訓練に関する指導

再診時療養指導管理料  
てんかん指導〔B001〕 ⇒ **重複算定不可**

①てんかん指導料

250点×12円(又は11.5円)  
= 3,000円(又は2,875円)

②再診時療養指導管理料

920円×4回 = 3,680円

①<②より ②再診時療養指導管理料 を算定

テキスト68頁

### 再診時療養指導管理料

920円

再診時に療養上の指導を行った場合に算定

ポイント③

同時に2以上の診療科で指導を行った  
場合(※)であっても1回として算定

(※) 医科と歯科、医科と歯科口腔外科の場合を除く

RIC copyright©2024RIC All Rights Reserved

テキスト69頁

mini

Q&A

Q1

電話再診の場合、再診時療養指導管理料は算定できますか。

A1 **算定不可**



健康保険の電話等による再診の取扱いにおいて、「当該再診料を算定する際には、第2章第1部の各区分に規定する医学管理料等は算定できない」ことから、再診が電話等により行われた場合、再診時療養指導管理料は算定できません。

RIC copyright©2024RIC All Rights Reserved

### 変更 職場復帰支援・療養指導料

- ア 精神疾患を主傷病とする場合
- イ その他の疾患の場合
- ウ 新興感染症(新型コロナウイルス感染症)罹患後症状の場合

	精神疾患を主傷病	その他の疾患	新興感染症(新型コロナウイルス感染症)罹患後症状
初回	900点	680点	600点
2回目	560点	420点	500点
3回目	450点	330点	
4回目	330点	250点	

### 変更 職場復帰支援・療養指導料

- ア 精神疾患を主傷病とする場合
- イ その他の疾患の場合

	精神疾患を主傷病	その他の疾患
初回	900点	680点
2回目	560点	420点
3回目	450点	330点
4回目	330点	250点

### 社会復帰支援指導料

130点 (1回限り)

#### 対象

転医している場合は医療機関につき1回限り算定可

**3か月以上の療養**を行っている傷病労働者

### 社会復帰支援指導料

130点 (1回限り)

#### 要件

- ◆ 治ゆが見込まれる時期及び治ゆ後における日常生活(就労を含む)上の注意事項等について、別紙様式6の指導項目に基づき医師が指導する
- ◆ 診療費請求内訳書の摘要欄に、「指導年月日」及び「治ゆが見込まれる時期」を記載

\* 算定にあたっては、別紙様式6に必要事項を記載して診療録に添付すること。

### コンピューター断層撮影料

CT・MRIを同一月に2回以上行った場合

2回目以降の100分の80に相当する点数による算定は適用されない

#### 算定例3

同一月 1回目 CT撮影 □  
2回目 MRI撮影 2

	労災	健保
撮影料		
1回目 CT	900点	900点
2回目 MRI	1,330点	1,064点
診断料	450点	450点
合計	2,680点	2,414点

# 第 3 編

## 処置料・リハビリテーション料

公益財団法人 労災保険情報センター

copyright©2024RIC All Rights Reserved

### 四肢加算 (1点未満の端数切り上げ)

テキスト9 2頁

**1.5倍**

鎖骨・肩甲骨・股関節含む

**2.0倍**

手及び手の指 (手関節含む)

(一般処置)

**創傷処置**  
下肢創傷処置

**熱傷処置**  
絆創膏固定術

**重度褥瘡処置**  
鎖骨又は肋骨骨折固定術

**爪甲除去**  
穿刺排膿後薬液注入

**ドレーン法**  
(皮膚科処置)

**皮膚科軟膏処置**  
皮膚科光線療法

(整形外科的処置)

**関節穿刺**  
粘(滑)液嚢穿刺注入

**ガングリオン穿刺術**  
ガングリオン圧砕法

鋼線等による直達牽引 (2日目以降)

介達牽引

矯正固定

変形機械矯正術

消炎鎮痛等処置

手技による療法  
器具による療法  
湿布処置

低出力レーザー照射

copyright©2024RIC All Rights Reserved

### 四肢加算

テキスト9 3頁

**ポイント①**

#### 四肢加算の対象とならないもの

- ギプス
- 医療機器等加算
- 薬剤料
- 特定保険医療材料料

copyright©2024RIC All Rights Reserved

### 例題

- ①左手背にドレーン法(その他のもの)
- ②左手背に消炎鎮痛等処置(器具)
- ③左足背に消炎鎮痛等処置(器具)

① ドレーン法(その他) 外来管理加算特例

四肢加算

25点 × 2.0 = 50点 < 52点 ○

② 消炎鎮痛等処置(器具)

四肢加算

35点 × 1.5 = 53点 > 52点 ✕

③ 消炎鎮痛等処置(器具)

四肢加算

35点 × 1.5 = 53点 > 52点 ✕

copyright©2024RIC All Rights Reserved

### 四肢加算

テキスト9 5頁

**ポイント③**

健保において処置面積を合算して算定する  
「創傷処置」「皮膚科軟膏処置」「湿布処置」  
四肢加算の倍率ごとに処置面積を合算して算定

同倍率

面積合算

異なる倍率

倍率ごとに算定

copyright©2024RIC All Rights Reserved

### 四肢加算

テキスト9 5頁

**ポイント③**

健保において処置面積を合算して算定する  
「創傷処置」「皮膚科軟膏処置」「湿布処置」  
四肢加算の倍率ごとに処置面積を合算して算定

四肢加算の倍率が異なる範囲にまたがって行う場合は？

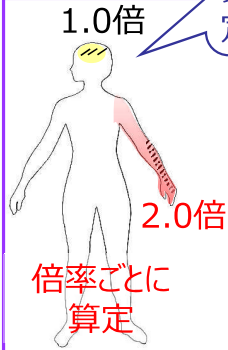
面積を合算し、該当する区分の所定点数に対し  
最も高い倍率で算定

copyright©2024RIC All Rights Reserved

例題

再診時に創傷処置を前額部に30cm<sup>2</sup>、左前腕から左手部に連続して150cm<sup>2</sup>行った場合  
(同一)

前額部の創傷処置を45点として算定し、外来管理加算の特例を算定できるか?

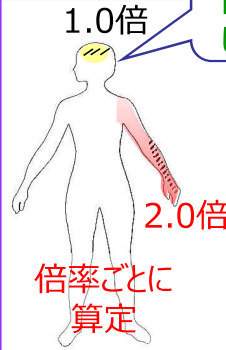


前額部 52点  
左前腕～手部  
四肢加算  
60点×2.0 = 120点  
172点

例題

再診時に創傷処置を前額部に30cm<sup>2</sup>、左前腕から左手部に連続して150cm<sup>2</sup>行った場合  
(同一)

外来管理加算特例は四肢加算の倍率ごとに算定し合算した点数を基準に判断



前額部 52点  
左前腕～手部  
四肢加算  
60点×2.0 = 120点  
172点

外来管理加算特例 ❌

テキスト113頁

変更 疾患別リハビリテーション料

(1単位)	(I)	(II)	(III)
心大血管疾患リハビリテーション料	250点	125点	/
脳血管疾患等リハビリテーション料	250点	200点	100点
廃用症候群リハビリテーション料	250点	200点	100点
運動器リハビリテーション料	190点	180点	85点
呼吸器リハビリテーション料	180点	85点	/

早期リハビリテーション加算 25点  
初期加算 45点  
急性期リハビリテーション加算 50点  
…算定可

テキスト113頁

変更 疾患別リハビリテーション料

心大血管疾患リハビリテーション料 (1単位)		健保点数
(I)	a 理学療法士による場合	250点 205点
	b 作業療法士による場合	250点 205点
	c 医師による場合	250点 205点
	d 看護師による場合	250点 205点
	e 集団療法による場合	250点 205点
(II)	a 理学療法士による場合	125点 125点
	b 作業療法士による場合	125点 125点
	c 医師による場合	125点 125点
	d 看護師による場合	125点 125点
	e 集団療法による場合	125点 125点

脳血管疾患等リハビリテーション料 (1単位)		健保点数
(I)	a 理学療法士による場合	250点 245点
	b 作業療法士による場合	250点 245点
	c 言語聴覚士による場合	250点 245点
	d 医師による場合	250点 245点
(II)	a 理学療法士による場合	200点 200点
	b 作業療法士による場合	200点 200点
	c 言語聴覚士による場合	200点 200点
	d 医師による場合	200点 200点
(III)	a 理学療法士による場合	100点 100点
	b 作業療法士による場合	100点 100点
	c 言語聴覚士による場合	100点 100点
	d 医師による場合	100点 100点
	e aからdまで以外の場合	100点 100点

廃用症候群リハビリテーション料 (1単位)		健保点数
(I)	a 理学療法士による場合	250点 180点
	b 作業療法士による場合	250点 180点
	c 言語聴覚士による場合	250点 180点
	d 医師による場合	250点 180点
(II)	a 理学療法士による場合	200点 146点
	b 作業療法士による場合	200点 146点
	c 言語聴覚士による場合	200点 146点
	d 医師による場合	200点 146点
(III)	a 理学療法士による場合	100点 77点
	b 作業療法士による場合	100点 77点
	c 言語聴覚士による場合	100点 77点
	d 医師による場合	100点 77点
	e aからdまで以外の場合	100点 77点

## 疾患別リハビリテーション料

運動器リハビリテーション料 (1単位)		健保点数	
(I)	a 理学療法士による場合	190点	185点
	b 作業療法士による場合	190点	185点
	c 医師による場合	190点	185点
(II)	a 理学療法士による場合	180点	170点
	b 作業療法士による場合	180点	170点
	c 医師による場合	180点	170点
(III)	a 理学療法士による場合	85点	85点
	b 作業療法士による場合	85点	85点
	c 医師による場合	85点	85点
	d aからcまで以外の場合	85点	85点

## 疾患別リハビリテーション料

呼吸器リハビリテーション料 (1単位)		健保点数	
(I)	a 理学療法士による場合	180点	175点
	b 作業療法士による場合	180点	175点
	c 言語聴覚士による場合	180点	175点
	d 医師による場合	180点	175点
(II)	a 理学療法士による場合	85点	85点
	b 作業療法士による場合	85点	85点
	c 言語聴覚士による場合	85点	85点
	d 医師による場合	85点	85点

早期リハビリテーション加算 25点  
 初期加算 45点  
 急性期リハビリテーション加算 50点  
 … 算定可

## ADL加算

30点 (1単位につき)

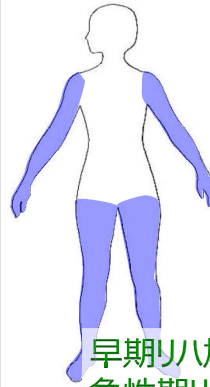
入院中の傷病労働者に対し、  
 訓練室以外の病棟等において 早期歩行、ADLの  
 自立等を目的とした疾患別リハビリテーション(I)  
 (運動器においては(II)を含む)を行った場合

又は

医療機関外において 疾患別リハビリテーション(I)  
 (運動器においては(II)を含まない)を算定できる  
 訓練に関するリハビリを行った場合

## 四肢加算 1.5倍

鎖骨・肩甲骨・股関節含む



疾患別リハビリテーション料  
 心大血管疾患リハビリテーション料  
 脳血管疾患等リハビリテーション料  
 廃用症候群 リハビリテーション料  
 運動器 リハビリテーション料  
 呼吸器 リハビリテーション料

早期リハ加算・初期加算  
 急性期リハ加算・ADL加算  
 … 四肢加算対象外

### 例題

大腿骨頸部骨折で入院中の患者に対し、  
 運動器リハビリテーション(I)、早期リハビリ  
 テーション加算、ADL加算をそれぞれ  
 1単位算定する場合

労災	健保
運動器リハ(I) 四肢加算 190点 × 1.5 = 285点	185点
早期リハ加算 25点	25点
ADL加算 30点	—
<b>合計 340点</b>	<b>210点</b>

早期リハ加算・ADL加算…四肢加算不可

## 標準的算定日数に係る取扱い

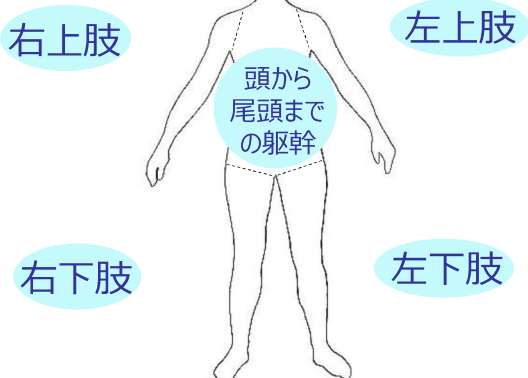
必要性及び効果が認められる場合は、  
 標準的算定日数を超えて算定できる。

標準的算定日数を超えた場合の  
 「単位数上限」は適用しない。

「単位数上限」(1月13単位)を超える場合は  
 ・レセプト摘要欄に医学的所見等を記載  
 又は  
 ・「労災リハビリテーション評価計画書」添付



# 局所について

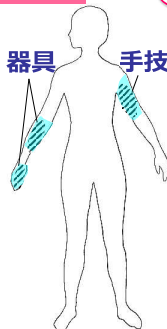


## 算定例2

右手背に消炎鎮痛等処置(器具)  
 右前腕に消炎鎮痛等処置(器具)  
 左上腕に消炎鎮痛等処置(手技)

### 労災

#### ① 負傷の場合



受傷部位ごとに3部位を限度

四肢加算

右手背 35点 × 1.5 = 53点

右前腕 35点 × 1.5 = 53点

左上腕 35点 × 1.5 = 53点

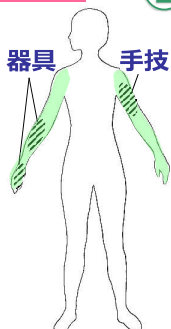
159点

## 算定例2

右手背に消炎鎮痛等処置(器具)  
 右前腕に消炎鎮痛等処置(器具)  
 左上腕に消炎鎮痛等処置(手技)

### 労災

#### ② 疾病の場合 3局所を限度



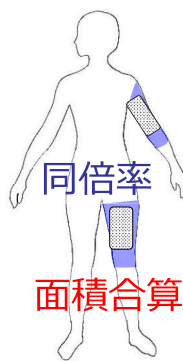
四肢加算  
 右手背 } 35点 × 1.5 = 53点  
 右前腕 }  
 左上腕 35点 × 1.5 = 53点

106点

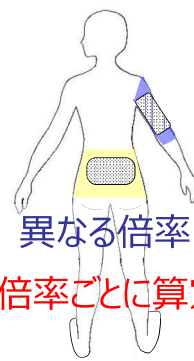
## 処置の特例

### 「湿布処置」

四肢加算の倍率ごとに算定し合算



面積合算

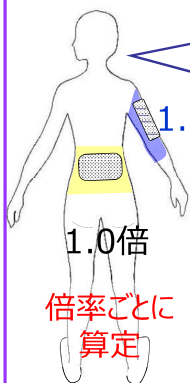


異なる倍率  
倍率ごとに算定

## 算定例3

右上腕部と腰部に湿布処置を行った場合  
 (各々半肢の大部以上の範囲)

外来管理加算の特例は  
 四肢加算の倍率ごとに算定し合算  
 した点数を基準に判断



四肢加算  
 右上腕部 35点 × 1.5 = 53点  
 腰部 35点

52点 < 88点

倍率ごとに算定

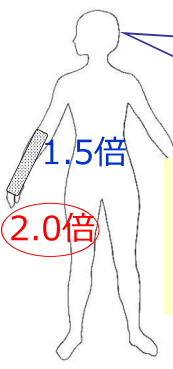
外来管理加算特例

## 算定例4

右手部から右前腕部に連続して湿布処置  
 を行った場合 (半肢の大部以上の範囲)

四肢加算の倍率が異なる範囲に  
 またがって行う場合は?

⇒ 最も高い倍率で算定



四肢加算  
 右手部~右前腕部 35点 × 2.0 = 70点

52点 < 70点

外来管理加算特例